



多 度 津 町 教 育 大 綱



令和 7 年 2 月

多度津町

1 大綱の策定について

(1) 大綱の位置づけ

多度津町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本町教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものである。

大綱の策定にあたっては、「第7次多度津町総合計画」の「分野別計画」と位置づけ、整合性、連動性を図ったものとし具体的な施策については、各年度の「教育施策の概要」において定めるものとする。

(2) 大綱の対象期間

今回策定する大綱の対象とする期間は、令和7年2月から令和11年1月までの4年間とする。

(3) 大綱の構成

大綱は、「教育方針」、「基本的な方向」及び「基本施策」により構成し、参考として第7次多度津町総合計画における「基本事業」を付す。

2 教育方針

第7次多度津町総合計画において、多度津町は、「住みたい」、「住み続けたい」まちだと思っていただけるまちづくりに努めていくため、多度津町の将来

像を「主役は町民 ^{わたし} 歴史を未来へつなぐまち たどつ」と定めている。また、基本構想において定めている4つの基本政策のうち、「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」、「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」、「時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり」にある教育施策を着実に進める。

- ① 「豊かな心を育てる教育の充実」に取り組む。
- ② 「生涯学習社会の形成」に取り組む。
- ③ 「地域資源を活かしたまちづくり」に取り組む。
- ④ 「多様性を認め、人権を尊重する社会の確立」に取り組む。

3 基本的な方向

(1) 豊かな心を育てる教育の充実

① 学校教育の充実

園児・児童・生徒が明るい未来を描き、主体的に生きるための資質能力を育むために、『「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育』を推進し、『「幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育』、『多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にしたい教育』を推進していく。

そのために「個を活かす協働的な学び」を実現し、「個に応じたきめ細かな指導」を充実させ、ICTの活用等による「個別最適な学び」を推進することで「確かな学力の育成」をしていく。そして、発達の段階や学びの連続性を捉えた教育を推進し、「ふるさとを愛する心」等、道徳心を醸成する教材を活用しながら「豊かな心を育てる教育」を目指していく。

将来の展望を見通しながら、町立幼稚園、小学校のあるべき姿に向けて、多度津の子どもたちがともに育つ教育環境を構築していく。また、教職員等の働き方改革への取組を推進していく。

② 青少年の健全育成

地域ぐるみで青少年の自主性・自立性の育成や積極的な社会参加への機会等、心身ともに健全な青少年の育成活動を総合的・計画的に推進する。

家庭教育の大切さを啓発するとともに、各地区幼稚園・小学校・中学校での「家庭教育学級」の実施をサポートしていく。

地域の教育機能の向上として、「世代間交流事業」の促進、「子ども会活動」を推進していく。

(2) 生涯学習社会の形成

① 生涯学習の推進

町民が生涯にわたり学びを深め、また、学習活動を続けていくために、学習するための情報提供、活動の場の提供を行い、「人生100年時代」へ向けて日々の楽しみや生きがい、視野が広がる等、心豊かな生涯学習を推進していく。

② スポーツの振興

スポーツを通じて町民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の普及促進、スポーツ団体・クラブの育成、スポーツ施設の有効活用を推進していく。

(3) 地域資源を活かしたまちづくり

① 文化芸術活動の推進と文化財の活用

町民が芸術文化活動へ参加する機会や芸術鑑賞等の文化に触れる機会を充実させるとともに、貴重な文化財を積極的に活用し、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信に努める。

(4) 多様性を認め、人権を尊重する社会の確立

① 誰もが自分らしく生きることができるまちづくり

誰もが互いに尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちを目指して、町民一人ひとりが人権を尊重する考えを持って行動できるような人権啓発・人権教育の啓発を推進する。

また、社会情勢の変化により、特にインターネット上でのいじめや人権侵害が問題になっている。インターネット上の人権侵害は容易に削除することができず、複雑かつ多様化しており、誰もが被害者にも加害者にもなりうることから、継続的に人権啓発を推進する。

4 基本施策及び基本事業

(1) 学校教育の充実

ア 確かな学力の育成

- 「個を活かす協働的な学び」の実現と「個に応じたきめ細かな指導」の充実
- ICT の活用等による「個別最適な学び」の推進
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

イ 豊かな心を育て、健康な心と体を育む取組

- 幼・保・小・中の発達の段階や学びの連続性を捉えた教育の推進
- 「ふるさとを愛する心」等、道徳心を醸成する教材の活用
- 自他の命を大切にする健康教育の推進
- 体力づくり活動の推進と運動部活動の充実
- 通学の安全を守る教育の推進と環境整備

ウ 学校施設・設備の整備と教育環境の整備

- 多度津中学校体育館空調設備設置事業の推進
- ICT が活用できる設備の整備
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学力向上支援員、特別支援教育支援員、学校図書館司書、ICT 支援員、部活動指導員等、様々な教育課題に対応できる多様な人材の配置
- 教育支援センター等による児童・生徒、保護者への支援の充実
- 幼稚園の適正規模・適正配置の推進

(2) 青少年の健全育成

ア 健全な社会環境づくりの推進

- 少年育成センターを核とした青少年を取り巻く有害環境対策の充実

イ 青少年団体、リーダーの育成

- 青少年団体活動の支援

ウ 家庭の教育機能の向上

- 家庭教育学級の実施
- 就学前の保護者への家庭教育の啓発

エ 地域の教育機能の向上

- 世代間交流事業の促進
- 子ども会活動の推進

(3) 生涯学習の推進

ア 生涯学習推進体制の確立

- 各推進計画等の改訂

イ 指導者の育成と人材バンクの整備

- 職員の資質向上及び地域の指導者の発掘

ウ 多彩な生涯学習プログラムの整備

- 公民館講座の充実及び支援
- 図書館での読書活動推進事業の実施

エ 生涯学習関連施設の整備充実

- 公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画の作成

オ 学習情報提供体制の整備

- 様々な機関からの情報の処理体制の検討

(4) スポーツの振興

ア スポーツ団体・クラブの育成

- 町内のスポーツ団体に対する支援
- 地域密着型プロスポーツチームに対する支援

イ スポーツ活動の普及促進

- 各種スポーツイベントの実施
- スポーツ愛好者の支援

ウ 指導者の育成

- スポーツ推進委員の資質向上

エ スポーツ施設の有効活用

- 各施設の不良個所の洗い出しの取組
- 各学校施設及びスポーツセンターの有効利用

(5) 文化芸術活動の推進と文化財の活用

ア 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の拡充

- 文化祭、芸術展等の開催

イ 文化・芸術団体、指導者の育成

- 公民館等における文化・芸術に関する講座の実施
- 民族芸能保存団体等の活動支援

ウ 文化遺産の保存・活用

- 文化財情報の発信
- 文化財の保存・活用の検討と整備
- 文化財保護団体への支援

- 埋蔵文化財発掘調査事業の実施
- 重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組の実施
- 日本遺産の活用

(6) 誰もが自分らしく生きることができるまちづくり

ア 複雑・多様化する人権課題への対応

- 子どもから大人まですべての町民への人権啓発を推進
- 各種差別行為・えせ同和行為への対策及び対応の強化
- 相談窓口の充実
- 性の多様性に関する理解増進のための啓発活動の強化
- 人権擁護委員をはじめ、関係機関との連携を強化

イ 男女共同参画の推進

- 男女共同参画の実現に向けた啓発事業の実施
- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

ウ 人権教育の推進

- 教育機関等における人権教育の啓発